

第 1 7 回総会議事録

<開催日> 令和 3 年 1 2 月 7 日 (火曜)

<開催場所> 木更津市役所 朝日庁舎 (会議室 A 1 ・ A 2)

<会議に付した議案等>

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 報告第 2 4 7 号～報告第 2 6 2 号

農地法第 3 条の 3 届出 4 件

農地法第 4 条届出 3 件

農地法第 5 条届出 9 件

日程第 3 報告第 2 6 3 号～報告第 2 7 6 号 農地の転用事実等に関する照会 1 4 件

日程第 4 報告第 2 7 7 号～報告第 2 8 2 号 農地法第 1 8 条第 6 項等通知 6 件

日程第 5 議案第 1 3 6 号～議案第 1 5 1 号 農地法第 3 条許可申請 1 6 件

日程第 6 議案第 1 5 2 号～議案第 1 5 6 号 農地法第 5 条許可申請 5 件

日程第 7 議案第 1 5 7 号 木更津市農用地利用集積計画の決定について 1 件
(令和 3 年度第 9 次計画分)

日程第 8 議案第 1 5 8 号 農用地利用配分計画案に対する意見について 1 件

<出席委員>

1 番	山口 登志雄	2 番	山口 進	3 番	杉山 孝
4 番	竹内 和雄	5 番	齋藤 洋一		
		8 番	平野 眞一	9 番	金子 一夫
1 0 番	地曳 功一	1 1 番	庄司 英実		
1 3 番	高橋 勇	1 4 番	清水 宏益	1 5 番	林 憲司
1 6 番	吉田 和義	1 7 番	安藤 一男	1 8 番	地曳 昭裕
		以上	1 5 人		出席

<遅刻委員> 無し

<欠席委員> 6 番 小川 均 7 番 篠田 一男 1 2 番 江尻 幸子

<傍聴者> 無し

<農林水産課>

主任主事 渡部 千絵

<事務局出席者>

事務局長	小泉 博	副主幹	加藤 進哉	主任主事	吉野 慶太
主事	飯島 直也				

〈午後 4 時 0 0 分開会〉

議長

委員の皆様には、お忙しいところ、総会への出席を頂き、ありがとうございます。
新型コロナウイルス感染症対策として、時間短縮のためにも、スムーズな議事進行に、ご理解ご協力を頂きたく、お願い申し上げます。

それでは、ただ今から、第17回総会を開催いたします。
本日の出席委員は15名であり、会議は成立していることを報告いたします。
なお、議席6番小川委員、議席7番篠田委員、議席12番江尻委員から欠席の届け出がありました。
また、本日、議案説明のため農林水産課職員の出席を依頼しましたので、よろしくお願いいたします。
本日の議事日程につきましては、既にお配りした議案書記載のとおりです。

それでは、日程に入ります。
日程第1 議事録署名委員の指名につきましては、議席8番平野眞一委員と議席15番林憲司委員を指名いたします。
書記には事務局職員、吉野主任主事を任命いたします。

次に、日程第2 報告第247号から報告第262号、3ページから6ページの農地法第3条の3の届出4件、農地法第4条の届出3件、農地法第5条の届出9件についての報告でございます。
本件は、事務局長専決に基づくものであり、事務局長から報告を受け、これを受理したので報告いたします。

次に、日程第3 報告第263号から報告第276号、7ページから8ページの農地の転用事実等に関する照会14件についての報告でございます。
本件は、法務局や税務署より農地の現況や転用許可の有無等の照会に対して、調査結果等を報告するものであり、調査結果等につきましては、記載のとおりでございます。

次に、日程第4 報告第277号から報告第282号、9ページの農地法第18条第6項等の通知6件の報告でございます。
本件は、農地の賃借権及び使用貸借権を合意により解約を行ったものを報告するものであります。
農業委員会に提出のありました合意解約の通知については、記載のとおりでございます。

次に、日程第5 議案第136号から議案第151号、10ページから13ページの農地法第3条の許可申請16案件について、議題に供します。
事務局の説明を求めます。

事務局

議案第136号から議案第151号、農地法第3条許可申請16案件について、ご説明いたします。
なお、事務局説明後、地区担当委員の方からは、農地法第3条第2項の許可要件のうち該当する第1号の全部効率利用要件、第4号の農作業に常時従事する要件、第5号の耕作地の面積が50アール以上の要件、第7号の権利を取得する農地が農地の集団化、農作業の効率化等、周辺地域における効率的かつ総合的な利用に関する要件等について、補足説明をお願いします。

初めに、議案第136号から議案第141号ですが、譲受人が同一のため、一括してご説明いたします。
申請箇所は、3条位置図1-1の大寺地先、3条位置図1-2の井尻地先、3条位置図1-3の牛袋地先の農地になります。
維持管理が困難な複数の譲渡人と、農業経営の拡張を図る譲受人との間で協議が整い申

請されたもので、売買による所有権移転をするものです。

続いて、議案第142号ですが、申請箇所は、3条位置図2の瓜倉地先の農地になります。
農業経営の拡張を図る譲受人と、相続により農地を取得したが耕作が難しい譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。

なお、譲受人は法人ですが、提出された令和2年度の報告書を確認したところ、農地所有適格法人としての要件を満たしているため、農地の所有権の取得については問題ありません。

続いて、議案第143号ですが、申請箇所は、3条位置図3の中里地先の農地になります。
農業経営の拡張を図る譲受人の要望により、譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。

続いて、議案第144号ですが、申請箇所は、3条位置図4の下望陀地先の農地になります。
農業経営の拡張を図る譲受人と、農業経営の縮小を図る譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。

続いて、議案第145号ですが、申請箇所は、3条位置図5の下望陀地先の農地になります。
相続により農地を取得したが、管理が困難な譲渡人の要望により、譲受人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。

続いて、議案第146号及び議案第147号ですが、関連案件のため、一括してご説明いたします。

申請箇所は、3条位置図6の有吉地先になります。維持管理が困難な譲渡人の要望により、譲受人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。

なお、議案第146号と議案第147号の譲受人について、住所は異なりますが、親族であり共同で営農するとのことでした。

続いて、議案第148号ですが、申請箇所は、3条位置図7の十日市場地先の農地になります。

農業経営の継承を図る譲受人と譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、贈与による所有権移転をするものです。

続いて、議案第149号ですが、申請箇所は、3条位置図8の牛袋地先の農地になります。
離農のため農地を手放したい譲渡人の要望により、譲受人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。

続いて、議案第150号ですが、申請箇所は、3条位置図9の井尻地先の農地になります。
法人での新規就農を目指す譲受人と、譲受人である法人の代表取締役である譲渡人との間で使用貸借権の設定をするものです。

なお、譲受人について、木更津市内においては新規就農となりますが、令和3年9月3日付けで君津市において農地法第3条許可を受けており、許可書の写しにより確認済みです。

そのため、現在の耕作面積は議案書記載のとおりであり、下限面積要件については問題ないものと思われます。

また、申請者は、当該申請における耕作のために、申請地の道路側の一部を進入路として埋め立てをしておりました。

本来であれば、農地転用の手続きとして、耕作の事業に供するための農業用道路であるため届出が必要でしたが、申請者は農地法について十分に理解しておらず、農地転用の手続きをする前に埋め立てをしてしまったとのことで、顛末書及び今後法令を遵守する旨を記載した誓約書を徴しております。

農地転用の届出については、本件が許可となればその後、追認的に受理することとなつ

事務局

ております。

上述したこれらの事項を踏まえ、新規就農となる譲受人については、令和3年10月22日に地区担当委員などの関係委員による事前審査会を実施し、面接による聞き取り調査を行ったところ、新規に就農することについて問題は無いとなりました。

続いて、議案第151号ですが、申請箇所は、3条位置図10の上烏田地先の農地になります。

農業経営の拡張を図る譲受人の要望により、譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。

以上で、事務局の説明を終わります。

続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

初めに、議案第136号から議案第142号について、高橋委員をお願いします。

高橋委員

議案第136号から議案第141号について、篠田委員に代わり報告いたします。また、譲受人が同一のため、一括してご説明いたします。

本件は、維持管理が困難な複数の譲渡人から農地を買い受け、耕作をするため申請がされたものです。

譲受人は現在■■歳、農業従事日数は世帯で年間約200日、13,936平方メートルの農地を1人で耕作しています。なお、住所は東京に置いていますが、現在は金田地区に居住しています。

農業機械はトラクター・耕うん機・農業用トラック等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。

申請地は田及び畑であり、水稻及びブルーベリーを作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。

以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

続いて、議案第142号について、篠田委員に代わり報告いたします。

本件は、農業経営の拡張のため申請がされたものです。

譲受人は、市内に住所を置く法人であります。農作業に従事する取締役は、年間約200日であり、58,826平方メートルの農地を役員4人と従業員3人の計7人で耕作しています。

農業機械はトラクター・コンバイン・農業用トラック等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。

申請地は田ですが、キャッサバを作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。

以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

続いて、議案第143号について、地曳昭裕委員をお願いします。

地曳昭裕委員

議案第143号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。

本件は、農業経営の拡張のため申請がされたものです。

現在■■歳、農業従事日数は世帯で年間約300日、9,508平方メートルの農地を家族3人で耕作しています。

農業機械はトラクター・田植え機・耕うん機等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。

申請地は田であり、水稻を作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無

地曳昭裕委員	いと思われます。 以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	続いて、議案第144号から議案第147号について、杉山委員お願いします。
杉山委員	議案第144号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張のため申請がされたものです。 譲受人は現在■■歳、農業従事日数は世帯で年間約100日、14,307平方メートルの農地を1人で耕作しています。 農業機械はトラクター・田植え機・耕うん機等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。 申請地は田で、水稻を作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。 以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。 続いて、議案第145号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。 本件は、管理が困難な譲渡人の農地を耕作するため申請がされたものです。 譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約200日で、55,692.91平方メートルの農地を家族2人で耕作しています。 農業機械はトラクター・田植え機・コンバイン等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。 申請地は田ですが、水稻を作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。 以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。 続いて、議案第146号及び議案第147号について、譲受人は異なりますが、親族であり、共同で営農しているため、一括してご説明いたします。 本件は、維持管理が困難な譲渡人の農地を買い受け耕作するため申請がされたものです。 まず、議案第146号については、譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約80日であり、議案第147号については、譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約100日となっております。 耕作地については、市内及び市外の農地を合わせ、41,115㎡の農地を5名で耕作しています。 農業機械はトラクター・田植え機・耕うん機等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。 申請地は田で、水稻を作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。 以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	続いて、議案第148号及び議案第149号について、齋藤委員お願いします。
齋藤委員	議案第148号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。

齋藤委員

本件は、農業経営の継承のため申請がされたものです。

譲受人は現在どちらも■■歳、農業従事日数は併せて年間約230日で、6,515平方メートルの農地を家族2人で耕作しています。

農業機械はトラクター・田植え機・耕うん機等をリースにて確保しており、自作地の全てについて耕作しています。

申請地は田及び畑であり、水稻及び蔬菜を作付けすることと、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われま

す。以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

続いて、議案第149号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。

本件は、離農する譲渡人の土地を耕作するため申請がされたものです。

譲受人は現在■■歳、農業従事日数は世帯で年間約300日、28,909平方メートルの農地を家族3人で耕作しています。

農業機械はトラクター・田植え機・コンバイン等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。

申請地は田であり、水稻を作付けすることと、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われま

す。以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

続いて、議案第150号及び議案第151号について、清水委員をお願いします。

清水委員

議案第150号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。

本件は、木更津市内で新規に農業経営を開始するため申請がされたものです。

事務局から説明のあったとおり、令和3年10月22日に事前審査会を開催し、申請者は新規就農者として認められました。

申請者は、建設土木事業を主とした企業ですが、新規事業として農業事業の部署を設け、農業経営にあたるということです。農地取得については、法人代表の個人所有農地を使用貸借のうえで新規就農となります。それでは、農地法第3条の許可基準に沿ってご説明いたします。

農作業に従事する取締役は年間約150日であり、2,045平方メートルの農地を役員1名と法人従業員5名の計6名で耕作する予定です。耕作面積については、営農計画では3年後に3,290平方メートル、5年後に3,924平方メートルと拡大する予定となっています。なお、5反要件については、事務局より説明があったとおりです。

農業機械はトラクター・ユンボ・管理機・農業用トラック等を所有しています。

申請地は田ですが、現況管理地となっていて、杉皮を敷設し露地栽培でブルーベリーの作付けをするということとあり、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われま

す。以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

続いて、議案第151号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。

本件は、農業経営の拡張のため申請がされたものです。

譲受人は現在■■歳、農業従事日数は世帯で年間約200日、7,012平方メートルの農地を家族2人で耕作しています。

農業機械はトラクター・田植え機・コンバイン等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。

申請地は田であり、水稻を作付けすることと、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無

清水委員

いと思われます。

以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。

ご意見等も無いようですので、議案第136号から議案第151号の16案件について、一括で採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〈 異議無しの声 〉

ご異議も無いようですので、採決いたします。

議案第136号から議案第151号、農地法第3条の許可申請16案件について、許可に賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第136号から議案第151号は、許可と決定いたします。

次に、日程第6 議案第152号から議案第156号、14ページの農地法第5条の許可申請5案件について、議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第152号から議案第156号、農地法第5条許可申請の5案件について、ご説明いたします。

初めに、議案第152号ですが、申請箇所は、転用位置図5-1の牛込地先の農地になります。

申請目的は、特定建築条件付売買予定地として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。

農地区分については、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断いたしました。

この第1種農地では原則的には転用許可できないのですが、本案件は転用目的が住宅等で、集落に接続して設置されるものの計画であることにより、例外的に許可できるものです。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し借入金で賄う計画であり、融資証明と借入先の預金口座により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞なく申請に係る用途に供するかについてですが、令和5年6月30日までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われます。

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、開発行為許可事前協議書の写し等も添付され、確認したところ問題ないものと思われます。

次に、議案第153号及び議案第154号ですが、関連案件のため、一括してご説明いたします。

申請箇所は、転用位置図5-2の長須賀地先の農地になります。

申請目的は、特定建築条件付売買予定地として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。

農地区分については、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断いたしました。

この第1種農地では原則的には転用許可できないのですが、本案件は転用目的が住宅等で、集落に接続して設置されるものの計画であることにより、例外的に許可できるものです。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞無く申請に係る用途に供するかについてですが、令和5年1月までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われます。

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、開発行為許可事前協議申請書の写し等も添付され、確認したところ問題ないものと思われます。

次に、議案第155号ですが、申請箇所は、転用位置図5-3の高柳地先の農地になります。

申請目的は、車両置場として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。

農地区分については、市街化区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の規模であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、整地費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し借入金で賄う計画であり、金融機関の融資証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞無く申請に係る用途に供するかについてですが、令和4年7月末までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われます。

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが埋め立てに関する事前協議票も添付され、確認したところ問題ないものと思われます。

次に、議案第156号ですが、申請箇所は、転用位置図5-4の高柳地先の農地になります。

申請目的は、専用住宅として転用するもので、農地転用を伴う使用貸借権設定の許可申請となっております。

農地区分については、市街化区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の規模であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し借入金で賄う計画であり、金融機関の住宅ローンの申込書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞無く申請に係る用途に供するかについてですが、令和4年7月末までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われます。

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、開発行為許可申請書の写し等も添付され、確認したところ問題ないものと思われます。

以上で、事務局の説明を終わります。

続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

初めに、議案第152号について、高橋委員をお願いします。

高橋委員

議案第152号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、周囲をコンクリート擁壁で囲うため、土砂の流出等は起きないと思われま

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、汚水は合併浄化槽で処理した後に、雨水と共に既設排水路へ放流する計画のため問題は生じないと思われま

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、隣接する営農中の農地は無いため問題はないと思われま

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、隣接する営農中の農地は無いため問題はないと思われま

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われま

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われま

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

続いて、議案第153号及び議案154号について、山口進委員お願いします。

山口進委員

議案第153号及び議案第154号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、周囲をコンクリート擁壁で囲うため、土砂の流出等は起きないと思われま

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は敷地内に雨水枡を設置し、オーバーフロー分を北側水路へ放流し、汚水は合併浄化槽を設置し、処理後に北側水路へ放流するため問題は生じないと思われま

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、隣接する営農中の農地はないため問題はないと思われま

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、隣接する営農中の農地はないため問題はないと思われま

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われま

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われま

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

続いて、議案第155号及び議案156号については、私から説明いたします。

安藤委員

議案第155号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、埋め立てて高さを合わせた後、碎石を敷き固めるため、土砂の流出等は起きないと思われま

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、汚水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われま

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、隣接する営農中の農地はないため問題はないと思われま

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、隣接する営農中の農地はな

安藤委員

いため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

続いて、議案第156号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わず整地のみのため、土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は宅内最終雨水桝を経て南側水路へ放流し、汚水は合併浄化槽で処理後、南側水路へ放流する計画のため問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集团的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、隣接する営農中の農地はないため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、隣接する営農中の農地はないため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。

ご意見等も無いようですので、議案第152号から議案第156号の5案件について、一括で採決したいと思いますが、ご異議はございませんか。

〈 異議無しの声 〉

ご異議が無いようですので、採決いたします。

議案第152号から議案第156号、農地法第5条の許可申請5案件について、許可に賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第152号から議案第156号は、許可相当として知事に意見書を送付いたします。

次に、日程第7 議案第157号、15ページから24ページの木更津市農用地利用集積計画の決定について、令和3年度第9次計画分を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第157号、木更津市農用地利用集積、令和3年度第9次計画の決定について、ご説明いたします。

事務局	本案件は、令和3年11月24日付けで、木更津市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、当該計画の決定を求められているものです。 それでは、議案書の利用明細書に沿ってご説明いたします。 今回の計画は、計画1から計画15までとなっております。 利用目的は、計画1から計画15まで全て水稻を作付けする計画となっております。 利用権設定の種類は、計画1から計画14が賃借権の設定、計画15が所有権の移転となっております。 利用権設定期間は、計画1から計画10が10年、計画11が9年8ヶ月、計画12が9年、計画13及び計画14が3年となっております。 計画合計数は、72筆70,236平方メートルとなっております。 なお、計画の詳細は、担当課の農林水産課よりご説明いたします。 以上で、事務局の説明を終わります。
議長	続いて、農林水産課職員の説明を求めます。
農林水産課職員	農林水産課より、木更津市農用地利用集積、令和3年度第9次計画の決定について、計画6から計画10の補足説明をいたします。 戸国瑞穂地区の耕作者が借り受ける農地についてですが、こちらは、県による圃場整備事業で土地改良が行われているところです。 通常、土地改良法の規定により、換地計画が定められ、換地処分によって正式な地番・面積が確定いたします。現在の状況としましては、区画変更の工事が完了しているが、換地処分前という状況です。 しかし、既に土地は使用収益できる状態であるため、一時利用地の指定という仮の地番がついている状況です。 通常、工事完了から換地処分まで数年かかりますが、その間は、一時利用地指定されたこの仮の地番において、農地の利用権設定を行うことができます。今回の利用権設定がこれにあたります。 議案については、1筆ごとに2段書きされております。計画6の1番目の筆を例に説明しますと、上段が従前の地番、下段かっこ書き内の一時利用地指定と書かれているのが、仮の地番となります。地積についても、上段が従前の面積、下段かっこ書きが一時利用地指定された面積で、使用収益、賃料の算定等は、下段かっこ書きの面積で行われることになります。 以上で、農林水産課からの補足説明を終わります。
議長	続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 初めに、計画1番から計画5番について、山口登志雄委員をお願いします。
山口登志雄委員	私からは、計画番号1番及び計画番号2番について、利用権の設定等を受ける者が同一のため一括して、ご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。 なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けするとのことであります。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。 続いて、計画番号3番から計画番号5番について、利用権の設定等を受ける者が同一のため一括して、ご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。

山口登志雄委員	利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。 なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けすることとであります。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	続いて、計画6番から計画10番について、金子委員お願いします。
金子委員	私からは、計画番号6番から計画番号10番について、利用権の設定等を受ける者が同一のため一括して、ご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。 なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けすることとであります。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	続いて、計画11番について、高橋委員お願いします。
高橋委員	私からは、計画番号11番について、ご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。 なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けすることとであります。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	続いて、計画12番から計画14番について、杉山委員お願いします。
杉山委員	私からは、計画番号12番について、ご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。 なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けすることとであります。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。 続いて、計画番号13番について、ご説明いたします。 本件は、賃貸借契約の期間満了に当り、当該農地を更新して借り受けるものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。

杉山委員

なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けするとのことでもあります。
以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続いて、計画番号14番について、ご説明いたします。
本件は、賃貸借契約の期間満了に当り、当該農地を更新して借り受けるものです。
利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。
なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けするとのことでもあります。
以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

続いて、計画15番について、金子委員お願いします。

金子委員

私からは、計画番号15番について、ご説明いたします。
本件は、農業経営の拡張と自作地に近い当該農地を取得し、耕作の利便性向上等を図るに当り、買い受けるものです。
所有権の移転を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。
なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けするとのことでもあります。
以上のことから、買受人は所有権の移転を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

以上で、説明が終わりました。
ただ今の事務局並びに地区担当委員の説明及び農林水産課職員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。

ご意見等も無いようですので、採決いたします。
議案第157号、木更津市農用地利用集積計画の決定について、令和3年度第9次計画分を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。
よって、議案第157号は、原案のとおり決定しましたので、市長宛にその旨を回答するものといたします。

次に、日程第8 議案第158号、25ページから27ページの農用地利用配分計画案に対する意見について議題に供します。
事務局の説明を求めます。

事務局

議案第158号、農用地利用配分計画案に対する意見について、ご説明いたします。
本案件は、令和3年11月24日付けで木更津市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、当該計画案に対する意見を求められているものであります。
それでは、計画の内容について、ご説明いたします。

事務局

今回の計画は、計画1のみとなっております。
利用目的は、水稻を作付けする計画となっております。
設定する権利の種類は、賃借権の設定で、権利の存続期間は令和10年6月30日までとなっております。
計画数は、合計2筆3,033平方メートルとなっております。
以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員の林委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

林委員

私からは、計画1番について、ご説明いたします。
先程、事務局より当該地は、圃場不良のため受け手の解約との説明がありましたが、権利の設定を受ける者は、以前から当地区で耕作をしており、問題なく効率的に耕作できるものと思われまます。
なお、権利の設定を受ける者の経営の状況、耕作している農用地の面積、農機具の保有状況については、スクリーンに映し出されているとおりとなっております。
申請地の現況は田で、水稻を作付けすることとあります。
以上のことから、本件は問題ないものと判断しました。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

以上で、説明が終わりました。
ただ今の事務局並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

ご意見等も無いようですので、採決いたします。
議案第158号、農用地利用配分計画案に対する意見について、意見無いものと決定することに賛成の方は、挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。
よって、議案第158号は、意見無いものと決定いたしましたので、市長宛にその旨を回答するものといたします。

これにて、本日の報告事項並びに議案の審議は全て終了いたしました。

以上をもちまして、第17回総会を閉会といたします。
なお、終了時間は、午後5時10分であります。

以上をもって議事の顛末を記載し、相違ないことを証するため署名する。

令和3年12月7日

議 長

安 藤 一 男

議事録署名委員

平 野 眞 一

林 憲 司